

## 介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について

介護予防訪問介護又は 介護予防通所介護の県指定	みなし指定の有無	総合事業指定申請の必要性
平成27年3月31日までに 指定を受けた事業所	有	不要（※1）
平成27年4月1日以降に 指定を受けた事業所	無	要（※2）

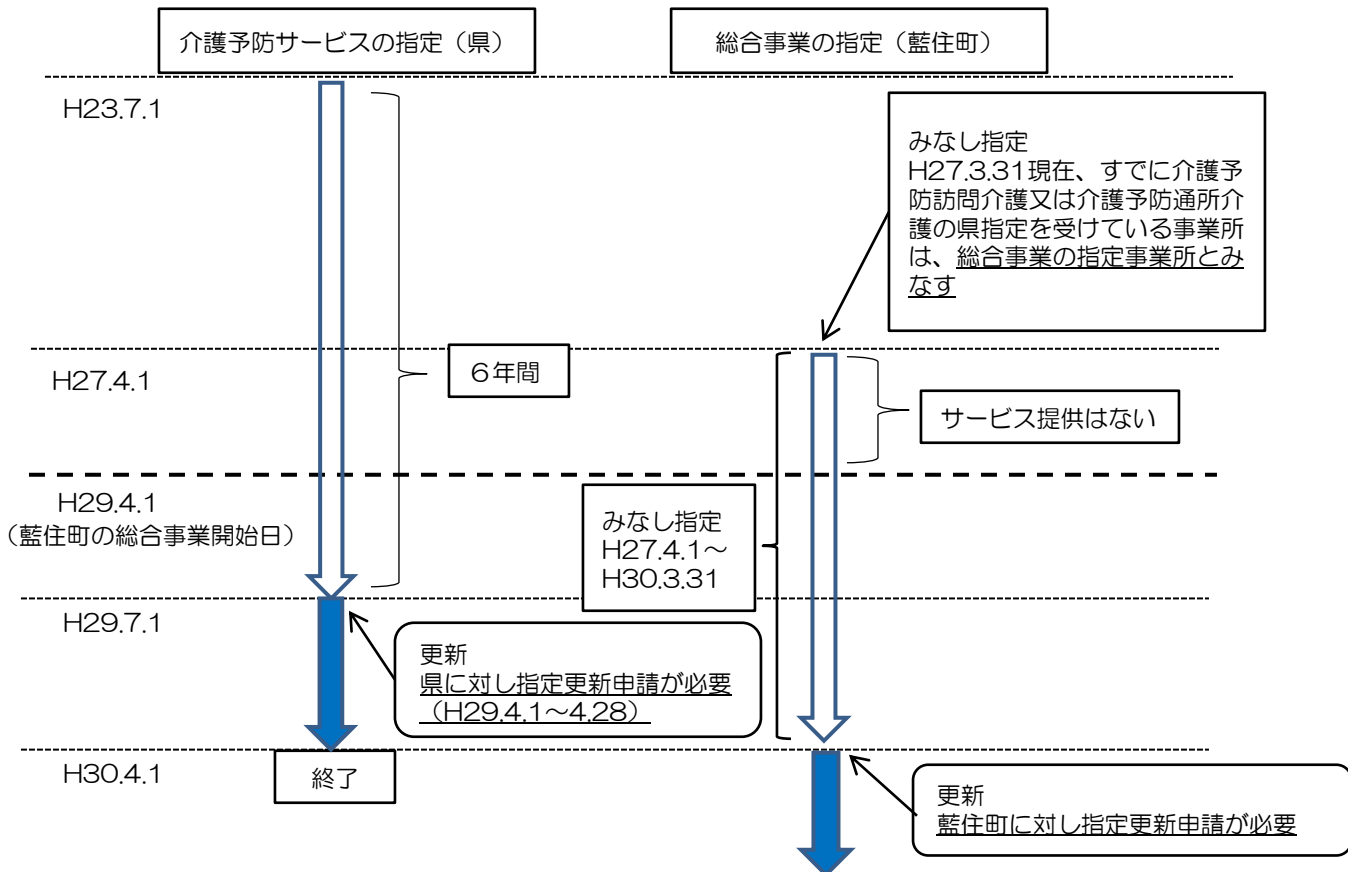
※1 平成29年度中に指定更新申請が必要（平成30年4月1日指定更新）

※2 平成29年2月上旬頃～2月末日までに指定申請が必要（平成29年4月1日指定）

## 1 みなし指定について

平成27年3月31日現在、すでに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の県指定を受けている事業所は、平成27年4月1日付けで全国の市町村から介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けているとみなされるため、平成29年4月1日からの事業実施のための新たな指定申請は不要です。

<例 平成23年7月1日に介護予防サービスの指定を受けた事業所>



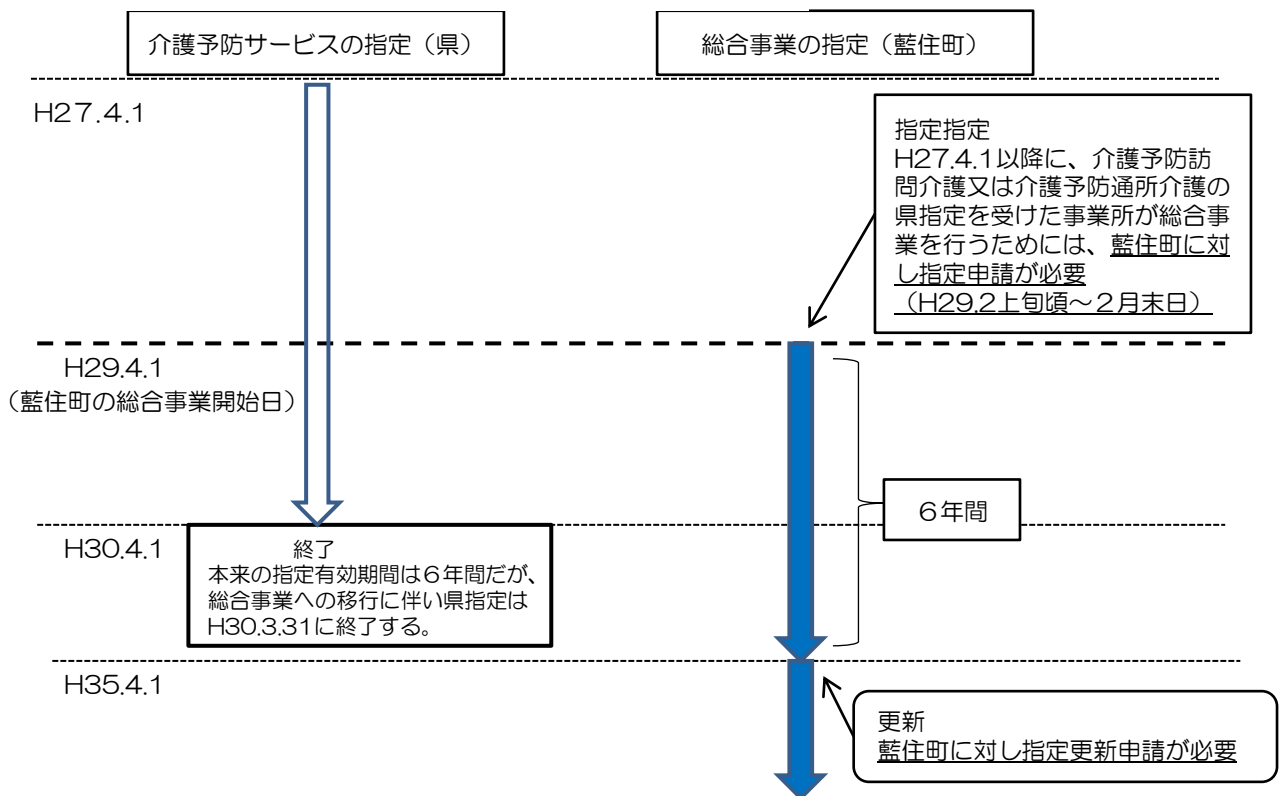
- (1) みなし指定の効力は全ての市町村に及ぶため、他の市町村に住民票のある利用者に対しても、新規指定の手続きなしで引き続きサービスの提供が可能です。
- (2) みなし指定の適用期間は平成30年3月31日までであり、引き続き事業を実施する場合は、指定更新が必要です。
- (3) 総合事業の指定更新の際、藍住町指定の事業所が藍住町以外の市町村（「A町」とします）に住民票のある利用者に対してサービスを提供している場合は、藍住町の指定更新とともに、A町の指定更新が必要です。  
同様に、A町指定の事業所が藍住町に住民票のある利用者に対してサービスを提供している場合は、A町の指定更新とともに、藍住町の指定更新が必要です。

みなし指定の効力が及ぶのは、平成27年3月31日時点で県指定を受けていた全ての事業所について、平成30年3月31日までです。引き続き事業を実施する場合は、必ず指定更新をしてください。

## 2 指定申請について

平成27年4月1日以降に、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の県指定を受けた事業所が、平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を行うためには、サービス利用者の保険者に対し指定申請が必要です。

<例 平成27年4月1日に介護予防サービスの指定を受けた事業所>



- (1) 指定申請については、平成29年2月上旬頃、受付を開始する予定です。
- (2) 藍住町指定の事業所が藍住町以外の市町村（「A町」とします）に住民票のある方に対してサービスを提供する場合は、藍住町の指定とともにA町の指定が必要です。  
同様に、A町指定の事業所が藍住町に住民票のある方に対してサービスを提供する場合は、A町の指定とともに藍住町の指定が必要です。

平成27年4月1日以降に、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の県指定を受けた事業所で新たに総合事業を開始したい場合は、必ず指定申請をしてください。

### 3 届出について

各種届出の様式は、平成29年2月上旬頃、藍住町ホームページに掲載する予定です。